

(資料 3 7) 高度技能専門員制度の概要

1. 制度の趣旨

国立環境研究所において、高度な技能を有する専門要員を確保するため、平成 1 4 年 1 1 月に制度化。

2. 「高度技能専門員」とは

情報・管理部門における環境情報データベースの高度化、各種インフラ施設の管理等の業務に必要な高度の技術又は専門的能力を有する者であって、これら業務に従事するため、非常勤職員として採用される。

3. 高度技能専門員の採用条件等

- i. 採用は、原則として公募により行う。
- ii. 任用期間は、採用日の属する年度とするが、業務計画及び勤務状況等に応じ、更新することができる。
- iii. 就業条件は、国立環境研究所非常勤職員就業規則に定めるところによる。

4. 高度技能専門員の状況

平成 1 4 年度	1 人
平成 1 5 年度	1 人
平成 1 6 年度	2 人
平成 1 7 年度	3 人
平成 1 8 年度	1 5 人